

(制定の根拠)

第一条 都立井草高等学校同窓会（井草会）会則第三十四条の規定に基づき本規則を制定する。

(制定の目的)

第二条 本規則は、井草会会則第二条の目的を達成するため、井草会会員が団体を結成して行う、OB・OG会（以下「OB」会という。）・同期会、恩師を囲む会、クラス会等井草会会員相互の交流活動及び都立井草高等学校（以下「母校」という。）を支援する井草会会員の活動を井草会が助成することにより、母校と井草会の振興に寄与することを目的とする。

(振興助成の内容)

第三条 井草会は、第二条の目的を達成するため、第二条に規定する井草会会員の活動に必要な通信費、OB会・同期会等名簿作成費等に対して、一団体につき同一年度内一回限り五万円（原則として同期会は30名以上、OB会及び恩師を囲む会は15名以上が参加すること。但しクラス会については原則15名以上の参加で同一年度内一回限り三万円。65歳以上のクラス会は10名以上が参加すれば可。）を限度として助成を実施する。

(助成の手続き)

第四条 助成を受けようとする団体は、井草会に対して以下の書類等を提出してその審査を受けなければならない。

- 一 団体の会則及び会員名簿等（最新のもの。以下同じ。）
- 二 団体の予算・決算書等経理内容を明かにする書類等
- 三 団体の活動状況を明かにする書類等
- 四 助成金の使用計画及び使途を明かにする証拠書類等
- 五 その他、井草会が提出を要求した書類等（開催時の集合写真、幹事のコメント等）

(審査)

第五条 井草会は、第四条の書類等を公正に審査して、予算の範囲内で、助成の必要度が高いと判断した団体から順に援助内容を決定し、援助を実施する。

2 第一項の審査は、常任理事会の定めた委員会が担当し、審査結果及び審査内容については、担当委員会から常任理事会に報告して、その承認を得なければならない。

3 井草会は、審査結果について、団体に対して通知しなければならない。

(援助金の交付)

第六条 井草会は、第五条の審査を経て、助成を実施すると決定した団体に対して助成金を交付する。助成金の交付は、原則として井草会が、規則第三条に規定する助成対象費用について、助成団体からその負担分を徴収した上で、直接費用の請求者たる相手方に支払うことにより行うものとする。但し、やむを得ない事情がある場合には、団体に支払うこととし、その際には、団体より領収書及び実績報告書等の証拠書類を受領しなければならない。

(助成金の返還)

第七条 井草会は、必要に応じて助成金の使途について調査し、不適切な事態があれば団体に対して助成金の返還を求めることができる。

2 団体は、井草会より第一項の要求があれば、直ちに、助成金の返還に応じなければならない。

(幹事総会への報告)

第八条 この規則に基づく助成の実績は、翌年度の幹事総会に報告するものとする。

(実施細則の制定)

第九条 この規則に基づく助成の実施に必要な細則（OB会、同期会、クラス会等援助細則）は、第五条第二項に定めた委員会がこれを作成し、常任理事会の承認を得なければならない。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成六年四月十日から施行する。

- 2 井草会OB会援助規則（平成五年十月三日制定）は、廃止する。
- 3 この規則は、平成十四年七月十四日から施行する。